一九五四年四月十日
第三種郵便物認可 週二回発行（火・金曜日）

公報

（号外） 才十七号
一九五八年
三月四日

中央選挙管理委員会事項

中央選挙管理委員会は、次のとおり告示した。

○告示第七十七号

立法院議員選挙法第六十条の規定による繰上投票の告示が左記のとおりあつたので、同法施行規則第三十四条第二項の規定により告示する。

一九五八年三月四日

中央選挙管理委員会

委員長 伊芸徳一

記

○告示第七号

一九五八年三月十六日執行の立法院議員の総選挙に際し立法院議員選挙法第六十条の規定により左記のとおり繰上投票をする。

一九五八年三月一日

知念村選挙管理委員長

仲里常一

記

一、繰上投票の日時

一九五八年三月十五日

午前七時から

午後六時まで

一、繰上投票の場所

知念村第二投票所

○告示第七十八号

告示第三十一号（一九五八年二月二十四日）中党派について左記のとおり訂正の申請があつた。

一九五八年三月四日

立法院議員総選挙

選挙長 伊芸徳一

記

中立を民連推薦

○告示第七十九号

一九五八年三月十六日執行の立法院議員総選挙につき左のとおり候補者の届出があつた。

一九五八年三月四日

立法院議員総選挙

選挙長 伊芸徳一

候補者氏名 照屋寛清（てるやかんせい）

本籍 南風原村字神里一四八

住所 仝上

生年月日 明治三十九年四月六日生

党派 琉球民主党

職業 立法院議員

届出年月日 一九五八年三月四日

発行所
行政主席官房文書課
（共同印刷社印行）

0152